

行政訴訟改革シンポジウムのお知らせ

各 位

平成17年4月1日より改正行政事件訴訟法が施行され、本年4月で、附則50条に定める5年後見直しの時期を迎えます。

先の国政選挙で政権が交代した現在、国の高速道路・ダム・空港等の公共工事のあり方が問い直され、あるいは、限られた財源の中で国レベルでの公金支出の無駄を如何に統制していくかが、国民の大きな関心事となっています。

いよいよ、国民の権利救済を実効的なものとするための行政事件訴訟法の再改正と、公金検査請求訴訟法の制定に向け、国民的議論をすべき時期が到来したといえるでしょう。

立法化運動を全国に広げたいと思いますので、是非とも、多数の方々にご参加いただけますよう、お願い申し上げます。

日 時	2010年3月6日(土) 午後1時30分～4時30分
場 所	大阪弁護士会館 2階ホール
基調報告	行政事件訴訟法改正の積み残し課題と現在の動き 公金検査請求訴訟法制定に向けた日弁連の動き
パネリスト	大久保 規 子 氏 (大阪大学法学研究科教授・環境法) 水 野 武 夫 弁護士 (大阪弁護士会会員) 内 田 隆 氏 (全国市民オンブズマン連絡会議)
コーディネーター	藤 原 猛 爾 弁護士 (大阪弁護士会会員)
参加費	無 料

資料の準備がございますので、ご参加いただけます方は、末尾の参加申込書を大阪弁護士会事務局委員会担当室までファクシミリにて送信願います。

【お問い合わせ先】 大阪弁護士会事務局委員会担当室：国司 (ケシ)
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
TEL. 06-6364-1227 FAX. 06-6364-0252・7477

参 加 申 込 書 【申込期限 2月19日(金)】

◎ 「行政訴訟改革シンポジウム」に参加します。

貴 名

(所属団体名・ご職業など)

(連絡先電話番号：)

大阪弁護士会 委員会担当室 行政問題委員会 行
(FAX. 06-6364-0252・7477)

・ ご提供頂いた個人情報、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本シンポジウムに関するご連絡以外には使用致しません。